

平成 16 年度第 2 回

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価審議対象事業 一覧表

事業種別	事業名	国庫補助事業 単独事業等	事業箇所 事業区間	事業期間 1	再評価事由 2	一定期間が経過した理由
土地 区画 整理 事業 外	段原東部地区 の再開発	国庫補助 事業 (土地区画整 理事業 住宅市街地総 合整備事業)	段原日出町、段原 山崎町、上東雲町、 段原南二丁目、段 原三丁目、段原四 丁目及び霞一丁目 の各一部 (住宅市街地総合整 備事業は、上記に 広島県警察学校敷 地を加えた区域)	H7～H25 (清算期間 を除く)		宅地の境界確定及び基 準地積の決定、並びに事 業用地となる段原中学校 の移転先である広島県警 察学校の移転問題の解決 に日時を要したため。
道 路 事 業	可部地区まち づくり関連道 路整備事業	単独事業	国道 5 4 号・ 1 9 1 号、大毛寺川及 び太田川等で囲ま れた地区	S60～H21 (現行の用 地取得ル ールによ る整備)		平成 11 年度の広島市 公共事業評価監視委員 会の附帯意見を踏まえ、平 成 12 年度に生活道路網 整備計画を見直し、現行 の用地取得ルールによる 整備を平成 21 年までと して、事業を継続してい るため。
都 市 公 園 事 業	近隣公園整備 事業 東千田公園	国庫補助 事業	中区東千田一丁目	H7～H17		公園の整備は既に完了 しているが、用地取得で 国（都市開発資金）より 貸付けを受けた費用の償 還が残っているため。

1 事業期間とは、事業費が予算化された年度から完成予定年度までとする。

- 2
- : 事業が予算化された後、5 年間を経過した時点で未着工の事業
 - : 事業が予算化された後、10 年間を経過した時点で継続中の事業
 - : 事業費が予算化される前の準備・計画段階で 5 年間が経過した事業（大規模な国庫補助事業に限る）
 - : 再評価実施後、5 年間（下水道事業については、10 年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業
 - : 市長が特に必要と認める事業